

平成30年（ワ）第38776号 共通義務確認請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 学校法人東京医科大学

## 意見陳述書

令和元年11月22日

東京地方裁判所 民事第1部合2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 鈴木 敦 士

1 本日、審理を終結するにあたり、被告の主張は責任回避に終始していること、すなわち、自ら行った不公正な入試の問題点を理解しておらず、真に問題の解決を図ろうとしていると認められないことを述べ、このような中で裁判所に求められる役割について改めて述べます。

### 2 本件の重大性

本件は、入学試験という最も公平性が要求される局面において、被告が、受験生に隠して、女性及び一定の属性の者には加点しないという差別的な得点操作を行ったという悪質な事案です。

特に、女性であることの一事をもって受験で不利益に扱うという取り扱いは、憲法上禁止されている性差別に該当し、私人間であっても許されません。

しかも、受験生の職業人生に影響する重大なものであるにもかかわらず、被告はこれを受験生に一切知らせることがなく行ってました。公平な試験を通じて夢を実現しようと必死に努力した受験生の信頼を著しく裏切るものです。

不利益取り扱いを教育機関が行っていたということ、しかも人の命の尊さを教える医学部が行っていたということは信じがたいことです。

このことを、裁判所が是認するようなことがあれば、女性やその他の不合理な理由による不利益扱いは甘受するべきであるという誤った観念を受験生や社会に与えることになり

ます。受験という公平性が特に重視される局面でも差別が行われるのは仕方がないのであれば、より重大性に劣る局面ではもっと仕方がないということになります。このような観念を蔓延させてよいのでしょうか。

裁判所は、法はこのような差別的取扱いを決して許さないことを、本訴訟を通じて明らかにしていただきたいと思えます。

### 3 被告の主張について

(1) 被告は、女性や一部の浪人生などは加点をしないという得点調整を行ったこと自体は認めています。しかし、これが違法であり、不法行為や債務不履行に当たることは認めていません。

その理由は、憲法は私人間には直ちに適用されるものではなく、大学設置基準は行政上の規制に過ぎないから、これに従っていないだけでも違法ではないというのです。また、採点方法の開示の必要はなく、アドミッションポリシーに沿った採点をする義務はないので、受験生に明示せず得点調整を行っても不法行為には当たらないと言います。さらに、得点調整をしていても、試験の実施と合否の判定自体は行っているため、債務不履行ではない、と言うのです。

しかし、女性という生来的属性に着目した調整自体、入試の方法として被告の裁量の範囲を超えており私人間でも許されないものです。その他の属性による不利益取り扱いも合理性がなければ許されず、これを受験生に示さずに行うことは違法です。

そして差別的な判定方法で試験を実施し合否の判定を行っても、本旨に従った履行とは言えず、債務不履行責任は免れません。

(2) 被告は、損害との因果関係も争っています。すなわち、仮に得点調整をすることを明らかにしていても、受験生が被告を受験しなかったとは言えないというのです。

被告はその理由として、①受験生は、建学の精神や校風、所在地、学費など様々な要素を考慮して出願するかを決めること、②他大学との試験日程の重なりはわずかであるので知っていたら被告を受験せずに他大学を受験したとは言えないこと、③志願者及び入学者の男女別、現役と浪人別の人数を明らかにしているため、属性ごとの入学のしやすさは十分判別可能であった、などと主張しています。

しかし、大学を選ぶに当たって様々な考慮要素があるとしても、合格可能性は受験生の

もっとも重大な関心事であることは自明です。6万円の受験料は安いものではなく、また合格可能性の低い大学の受験対策に多くの時間を費やすことはできません。1点を争う中で2割もの実質的な減点は受験生の選択に影響を与えないはずがありません。

そして、選択肢が限られているからどうせ受験したはずであるというのは悪質な開き直りでしかありません。

さらに、属性ごとの志願者、合格者数を明らかにしているといっても、それは公平な試験の結果であると思うのが通常であり、まさか女性等を不利に採点しているとは思いません。そもそも被告は、得点調整は理事長・学長が独断で行い、組織的な決定はなかったなどと言っているのです。被告の教職員にもわからないものが、受験生がわかるはずもありません。

(3) さらに、被告は、得点調整の背景として、一般的な女性医師の就業率が男性医師に比べて低く、勤務時間が短い傾向があり、診療科の選択に偏りがある。大学病院は、高度の医療を提供するため多数の医師の確保が必要である。医師の確保は卒業生に依拠するところが大きい実情にある、などということ指摘しています。

これらが得点調整の背景としてどういう意味を持つのか明らかではありませんが、女性医師の就労率が低く勤務時間が短いから、男子学生を多くとりたいという本音の表れではないかと思われれます。しかし、被告も認めるように、医師を確保するためには、医師の長時間労働を解消するなどして、働きやすい環境整備を行うべきで、男子学生を多くとることで医師を確保するというのは誤りです。

(4) このように、被告は、得点調整には問題があるとしても、法律上は責任がない、と言っているのです。しかしこれは被告が得点調整は問題であると認めて再発防止策をとっていることと整合するのでしょうか。今後、医師確保のために男子学生を多くとりたいという本音が再び優先することはないのでしょうか。被告は女性差別と受験生に対する背信の重大性を真に認識しているとは思えません。

### 3 裁判所の役割

本件訴訟の第1回期日において、原告代表理事が、被害救済と社会における公正さの実現が、本訴訟の目的であると述べました。

被告は、得点調整をしたことを認め再発防止を約束しながら、違法であることを認めて

いません。そのうえ、得点調整は、当時の理事長・学長の恣意的な判断によるもので、組織的な意思決定を経ていないものだと主張して責任を認めようとしません。

得点調整で合否に影響があった人については賠償に応じているかのように被告は主張していますが、実際には訴訟や、調停になり被害救済が図られていない事案があります。被害救済の第一歩として、この訴訟において得点調整が違法であることを確認する必要があります。

また、大学に国籍、性別、身分に関係なく入学できることは、日本の社会の公平性を確保するのに大きな役割を果たしてきました。入試の公正性が確保されないということは、格差社会と言われるようになった日本社会の公平性の確保のための重要な制度を破壊するものです。だからこそ、医学部受験という大学受験の中ではごく一部の受験生の問題が、社会の大きな関心を集めたのです。男女で採点方法が違うというあからさまな差別が、違法でないというのはあきらかに社会の常識に反しています。

裁判所に対しては、得点調整が違法であることを確認し、社会の公平性を確保し、被害回復に道筋をつけていただくことを要望して、意見陳述とします。